開成町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年３月５日

開成町長　山　神　　裕

開成町条例第12号

開成町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

開成町子ども・子育て会議条例（平成25年開成町条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（所掌事務） 第２条　子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。 （１）　開成町子ども・子育て支援事業計画に関すること。 （２）　子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。 （３）　特定教育・保育施設に関すること。 （４）　特定地域型保育事業に関すること。 （５）　特定乳児等通園支援に関すること。 （６）　前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項に関すること。	（所掌事務） 第２条　子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。 （１）　開成町子ども・子育て支援事業計画に関すること。 （２）　子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。 （３）　特定教育・保育施設に関すること。 （４）　特定地域型保育事業に関すること。 （新設） （新設）

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。